

# 貞丈雜記

九下

五五〇〇番

庫文閣内				和 書 類
一五三函架	三二冊	一四二二號		

農和  
圖  
第一  
共

庫文官政大				和 書 門
		二四二二號		
		一〇八二號		
三三冊架	一三函架			

禮

内閣文庫	
番號	和 11422
冊數	32 ( 18 )
函號	153 287



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



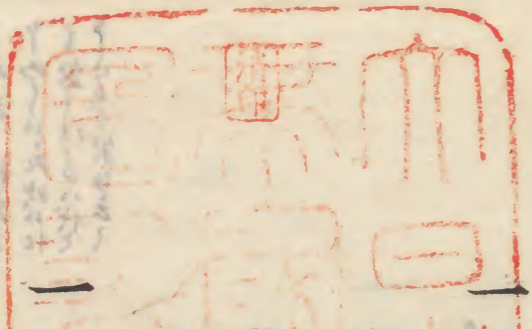
© Kodak, 2007 TM: Kodak



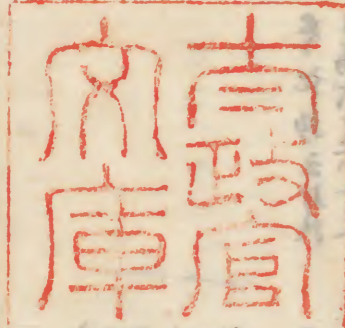


明治十二年購求

一 魚と多を物の付ハを先は書入一書札條々云々真物  
ハウノハハ時名を先調らる



一 進物の目録の料紙表より中寄一紙目ハ大たうたん一太刀合  
あを用らる下輩より貴人へ寄ハ小たうだん一不列合  
あを綴りより古の礼ハ中寄より貴人へ寄ハ大たう  
だん一を利らるふり過うたゆきと世と良味あり  
今村進物ハ云々目録別後目録と云名ハ云々目録ハ太刀



馬の首ハ要脚長版巻物の表を書列らる云々別後目録ハ  
太刀馬ハ表ハ魚の格ありを書加へる云々古ハ此云々目録  
別後目録と云名目あり一太刀馬ハ書加へる何れと云云

雜記九

廿九



其記抄云折紙  
馬代送一疋  
一斗云々後か  
中ゆくは元次か仁  
も能くはる八代と  
申さるう能く云々

別段あり云々名目あり

一 目録に馬代書事萬校書案と云目録に馬代と書い  
不及見ゆ一疋の中は毛付を去りて代りて調ゆ毎くの條より  
要脚書ありて云々云々の條に認る條也と云々  
云々古ハ一疋の中は毛付を去るれども馬代何種と云々  
あり所太刀一腰要脚何疋と書るハあり馬代何種と  
ハ不也也貞丈云今ハ馬代を司然ハ馬一疋の側  
に馬代白根十枚あり書之殿中一献上も右の如くあり  
今改訂ハ此も愚意を以て目録にハ馬一  
疋と云う出て毛付を去るハ馬代を用る

故に相馬代根ありハ包紙に馬代根何枚と云々  
ありハ馬代殘何種と木札を付て然れ馬代何種乃  
幸ハ進相乃部に記す

一 壁書ヘキシヨのり書札案と云存分を書て幸ハ壁書と  
云々武難書札案と云壁書と云

壁書

安永九衛門尉宗行申

備中國鴨莊と幸ハ致祈訟と幸者乃義乃

子細務申披壁書と云

永正六年五月日

一 過書カハシヨとい過り子形のり武難書札案と云云過書  
過書とい過り子形のり武難書札案と云云過書



貞丈云是ハ私ノ  
奉行ヨリ出ヌ過  
書ナリ領内ノ過  
書ナリ

貞丈云コレハ公  
方ヲ奉行ヨリ  
出ル過書ナリ

從大坂至江州之相越人数百人馬荷物亦多  
上下在以此等之煩之勤過也仍此件

永正十六

五月六日

貞船 細川友房

城州

振州

河州

諸役所中

伊勢國下向廿人荷物之興之丁馬式正

諸関渡上下等之煩之勤過之件作下也

仍下知此件

明應三年五月八日

散位三善朝臣

前丹波守平朝臣

書札等々云々此下初之名列を目的の中ハ不常之真  
書之一行云々之始之自余の過書之准之

一位署書云ハ官位ある人官と位と姓と名葉まで書き

法之めを云々署の字ハあきと云々字多ク名葉を

云々之署の字ハ上を四め云々之夏の暑氣の署の

字ハ上を日め書之似る字あるが永遠へう之相位署

の書格ハ云々法式あり位を上書之云々官を

書くも何の官を上云々之位を書くも何の



官ハ高ク位ハ低クきと又位ハ高ク官ハ低クきと又官も位も  
同ヤども高中あきとの書物各に法式相実あり法式  
ハ職系抄の末より又拾芥抄と云書あり然れども  
両書とも少あやまり近年四辻宰相の家人壺井安房門  
源義知より不若公家の故実ヲ精シ人より位署公の法  
式の書を傳りし事モ公を位署雜儀私考と名付し所記  
書之位署書をせそそ書を足りし公家の故実あれども  
武家にも官位ある人ハ公家の故実の通りも書く處あり  
之れも書る處ハ法式をとり比儀して書べきあり

○位署を書きよハ官位相違と不為とを先能比儀

て可書也 官位相違ハ官と位のはをあひを云官ハ役位ハ名位の  
所系ハの次第ハ官ハ位も兼り候き官ハ位も兼り  
たると太政大臣ハ正一位又從一位也左大臣右大臣ハ正位又ハ從二位あり定  
ありをあると云ハ官位の相違ハ令と云公の内ハ官位令といハ形  
よりあれども少違ともあり 相位ハ官をつらぬるハ兼守  
行の之字を書かぬハ何ハ官と位と相違と云ハ官をよま  
て位をよま書くはたとハ中納言從三位あり 中納言ハ從之  
位あり  
官と位相違せざるハ位をよま書くハ官をよま書く不為の内  
位高ク友ひくはれハ行の字を書かぬはたとハ正二位行大  
納言あり 大納言ハ正三位あり  
あれハ位高ク官ひくハ是不為也 官字ハ位ひくきあり  
守の字を書かぬはたとハ從四位上守治部卿あり 治部ハ正四位下あり  
從四位上あり 官をよま書くハ兼の  
あり 位ひくきハ官字ハ不為あり







東鑑卷六文治二年七月廿四日 為仙洞御願為被  
 宥平家家監靈於高  
 野山被建立大塔  
 自去五月一日被行  
 嚴密御佛事而供  
 料所以備後国大  
 田莊加御朱印今  
 日所被奉寄也云々

より格うやまひ神へ ○内状右の宛所のりておきぬ

○封状と云ふ書札類と云つ封状と云ふ文言は書札ある所

内宛へ封をさすもゆき せんは書札の文をいふてある内宛の宛を  
 かくし封をさす状より教うす

一 内封状との脇文のりて時より 隠密カシニツのりてさす時より

常の脇文のりて状を切て纏ヒモはせと別紙を細く裁ち紐

して状の中紙を巻きカキぬれ封裏を封する 以上脇文  
 は付りてさす

札紙を巻き又表紙をさすの巻の脇文のりて上中をひきり

紙よりまじ結ぶ也常

一 お付書との状のりて書は照付をせむと中書へさす

状とのお付書もさす

一 脇付との系人の中あぐり書をりてあり

一 澄文モウモンのりてさす形と云ふ澄文の必ず中をさす物と上古中

と云ふ物ありし時の中は墨を付ておとさすともなる

と云ふれの中のをさす物と云ふ物と云ふ物の形をお

しける物と云ふ東鑑卷六の字印と何の字の形をおすを

云ふ今も中あき時の凡は墨を付ておすを凡刺と云ふ

のの中形の形をおしける物

一 紙を糊してはるるをさす物と云ふ物と云ふ物の

起情文キセリモンをりて白紙は前書をさす物と云ふ物と云ふ物の

をさす白紙と半玉をさす物と云ふ物と云ふ物の方をさす物と云ふ物



起請條よりあり

一 差列を付るは出陣の前は徳方より其ありき軍勢

の名を帳面を書き置きて軍勢の列名ある人の名を書

故差ありと云ふは差ありといふは遠方より爰元へ

きつまるは軍陳は限らず南軍の

一 簿上書より封志の書を出す宗大双紙 進上書の於て封志の

不書るは進上簿上を不書時封志の書は内書より封志の

長くは出さず中書は書よりハハ也

一 脇付は進上書を脱ありき書くは簿上をよと書ぬ状の時

のめは進上簿上と書く時脇付は進上書を脱ありき書ぬ状の時

言言あるは不書也進上惟殿簿上惟殿と書時脇  
付は出さず中書は書よりハハ也

一 状の服は人中と書るは先の亭主の百法あり人々

の中人は状を書きて披紙をこのむ心あり兼と書るハ

け状を書き置るは書るは

一 出家あぐり書き状の服は玉床中又床中あぐり書るは

け状を先の人の床の中へ書き置るは向て字文も

付よりて居る基之玉の字を付るは

てかぶるは床と云心之榻下又玉榻中あぐりハ榻の字

も床の字と同し心之書るは付時のがりて居る基之机下案下







唐土の書を見へりその中未を以て鯉の字を状の字は用ひ  
也魚の字鯉の字もそれを用ひて廻の字は用ひて廻の字と  
返の字と同し廻鯉以下返状といふ心

一 回章といふ返状之章ハ文章あり

一 衣袴閣下と書く衣ハ出家のころも袴ハ出家の持り

袴の子之閣ハ二階作りの門ハ今山門と云ぬ出家の門ハ

状を巻くと云心して衣袴閣下と書く又侍者中と云る

侍者の和尚のをもふ居ハ出家をさしと云

一 衣袴の字ハ征夫を以て違ねるも目録ハ此等征夫

と一行ははげして書ハ貞敷ハ書ハ不及征夫ハ必履也

されとも目録ハ履をハ書ハ不及也京都將軍徳大名(法成の  
中)道上的目録の古案の如し

一 弓二張人ハ道対の目録ハ弓二張ハ書ハ弓ハ一張と

書ハ次ハ又張替一張と書ハ二張の弓を引と云候ハ二張

を替るを張ハ二張の弓を引とハ敵ハ射して弓を引る者ガ

を引と云ハ武蔵ハ者ハ引と云ハ二張の弓  
心引る者ハ引る者ハあり

一 出家方への書状の宛何ハ何ハ坊又何ハ坊と書ハ出

家のおを居と云ハ坊ハ何ハ坊ハ坊の字昔ハ大略坊の字也

坊ハ坊ハ武藏書札篇ハ坊の字昔ハ大略坊の字也

近代坊と書ハハ候ハ近代ハ未出家などの時代の近



代也房の字ハ イエツホ子 あぐくよむ字と家の子と坊の子

ツミチキマタ あぐくよむ字と家の子と坊の子 マキ あぐくよむ字と家の子と坊の子

一 書状のものを房書といひ返状を回房 クイガシ あぐくよむ字と家の子と坊の子

の蘇武と云者胡國 コゴク はとろいれ カシ 鷹の足 トシ 文をゆひせ

故郷へ送り一故りあぐくよむ字と家の子と坊の子 カシ 雁書 カシ 回房 クイガシ あぐくよむ字と家の子と坊の子

一 冬春の宵さむき時ハ硯の水入ハ酒を入 カシ 古よりあぐくよむ字と家の子と坊の子

後醍醐 コダイゴ 天皇年中行事の内正月十日 カシ 縣 カシ 除目の条云

あり カシ 除目の官を任ぜらる カシ 硯のあぐくよむ字と家の子と坊の子 カシ 酒を入 カシ 古よりあぐくよむ字と家の子と坊の子

さぐのる カシ 酒ハ室中 カシ 古よりあぐくよむ字と家の子と坊の子

を月乾 カシ 又胡椒 カシ 水入 カシ 出 カシ 甚幸 カシ 記 カシ せん カシ せん

其水を入 カシ 幸 カシ 味ハ温 カシ 熱 カシ あり カシ 古よりあぐくよむ字と家の子と坊の子

一 歌書 カシ 外題 カシ 押 カシ 事 カシ 是ハ武家の故実 カシ 方 カシ 古 カシ 今 カシ 集 カシ 以下 カシ の カシ 勅 カシ

撰 カシ 外 カシ 外 カシ 書 カシ ハ カシ 端 カシ あり カシ 伊勢物語 カシ 源氏物語 カシ 等 カシ 勅 カシ

物語草紙 カシ 類 カシ ハ カシ 三井 カシ あり カシ 又云 カシ 物語草紙 カシ の カシ 外 カシ 題 カシ 紙

中 カシ あり カシ する カシ 源 カシ 氏 カシ 物語 カシ の カシ 表 カシ 紙 カシ の カシ 本 カシ 云 カシ 定 カシ 宗 カシ 仁 カシ の カシ 自

尊 カシ の カシ 本 カシ 見 カシ 外 カシ 題 カシ あり カシ 其 カシ 外 カシ 題 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり

新 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり

お カシ する カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり

も カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり

あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり カシ 其 カシ 中 カシ あり

堪囊抄云双帝  
銘ヲ中ニ書アリ端  
ニ書アリ如何勅撰  
等ノ歌草紙ハ皆  
端ニ書大和物語  
伊勢物語等惣テ  
物語ハ中ニ書 是冷泉家  
之記 其外ハ無沙汰  
又於聖經天台宗  
ニ山門ハ多分中書  
キ寺門ハ必鱗ニ書  
フト云々  
右ノ説ハ三藐院殿ヨ  
リモ前ノ事ナリ山門  
ト比叡山也寺門ハ  
三井寺ナリ







と云ふは後援の状あり古き案文のこゝ

打渡

陸奥國岩城郡中平宿上田差四郎入道治夏

右彼所を飯野八幡宮涉寄進状之有伊賀守之在御尉

盛光代官亦後之早仍渡状以件

奥州岩城殿

康永四年七月廿七日

出羽権守親胤判

一引付と云ハ何ぞ事有る村妻細日記は書角を之

後之見日記は先例を考るための書角引付とハ帳

は書付のこゝあり

一上戸と云ハ状の宛所の人の名字の上の或ハ簿と上或ハ

致安礼部ノ云  
二三進上ニ進上  
三ニ簿上

簿上或ハ進上書々事之進上伊勢守殿からの状あり

進上の上色簿と上の中之簿六に改之進上の上書は書々

簿と上書書々より少減之簿上の上書は書々

よの上所書々貴人ハは家人一方ハ按察状は書々

人上書は書々人の名の上書は書々

一書合格とある之神の事何事も一ツカキ

義と云々當時何事一書とお認も又一書と云々

の指し人上書と云々此ハ大ニ相替書也

細川幽齋書札抄  
よみかき

一筆と相認事ハはが教は書々

るをのさし書付て書々付て厚と用のお相るを

雜記九

四十



福ハ古き物也。  
加能抄ハ古き物也。  
あつて

いふ所一三て昔も状もよ〜一孝とみ徳もいふ事  
いふ中一信もよ〜  
細川函高書札抄  
又此のり  
今世もよ〜意安あ〜  
状もい必一孝今格上い〜書〜半阿高まり〜事あり  
昔もよ〜一孝の奉行半今政仕あ〜の上中中初里  
皆近代の定也書札の古業急度あ〜る状一孝を格  
といふ文言もい〜鞍馬天狗と云猿樂の福一孝  
今格と古款もい〜見す〜  
か〜花鳥の福  
も跡す散り始め次第と面由す〜事の心あ〜  
音  
信あ〜と〜も本信も〜を海り〜き〜  
い〜  
い〜  
い〜

一古き披露状の案文は木の音得得の意ゆ〜何あり  
法意とい向の方の奏者の意を云〜奏志う〜  
と〜  
今世のい〜  
い〜  
一今世肉阿の世俗の状の文言もあ〜  
を〜  
あ〜  
な〜  
〜  
〜  
〜











孫比興也云々右書は右筆とある日ハ三つううおあるを  
以て人々や付て書志むむは阿比古筆と云右のありを  
を抄り奉て右筆と云むは正世の書役の筆を右筆  
と云右筆と書ハ非く右筆と書正とすへし又按る  
東鑑云治承四年四月廿二日康清歸洛武衛造頼朝ナリ委  
細御書被感仰康信之功大和判官邦道右筆  
被加御書濟刺又同六年五月十日伏見冠者藤  
原廣綱始冬武郷是右筆也と有りけりあ  
右筆と云くは

一安堵と云ハ人々知りあを給り付其地所の名何方

より何方まは田畠幾何幾段幾歩と限を記しある  
書物あり安ハ意ハ堵ハ垣ハ垣ハ人の知りあのかん何方  
より何方まはと垣をくくはくはを記し安堵と  
云くは俗語ハ心の安堵さくころを安堵と云くは  
右の安堵の語文を給り付其地所は右筆をわすし其の語  
法さくころはくくは給るの辞本と云は相違あるが  
自筆の状あはれは右筆と云くはバと云ハ市領を右筆と  
と云自筆の状ハ右のあはれの語文を右筆と給り付るを云く  
一 下馬札の始詳ありし東鑑卷三十四云未刺若宮大路下  
下馬橋急駈動○同卷三十七云鎌倉中民不靜資財







の物を変て書くるの耳もまた人々よりんはありせば  
 意得<sup>ココロエ</sup>のめり書り何の意得もあらず今時學みありん  
 此者ありのあり軍しめぬ事と學文の友達ありの君  
 七ハそれとて一世上表も亦依むきの書札ハ世上一統  
 の習いしと體へへしは教漢土風を用いしは入  
 乃市のぬ事と又道土物の名も唐風の文字も叶とす  
 ても此方を見書り用たり世ははるひ書りしる文字を  
 用へし鯨を鯨魚と書 鯨を吳魚と書 鯨魚を松魚脯  
 と書 鯨を明脯と書の類はありし漢土の文字は遠  
 くても此方の今通じしとせしれもよし

常の比内書は朱  
 下をおさしれし  
 ハ多し琉球言飛  
 西唐國等以門  
 書とてとて外は  
 あり故各別は朱下  
 せし押あり

一 涉<sup>シクガシ</sup>下文ハ鎌倉紙に書く事代官の部は記す  
 一 公事<sup>クボウ</sup>を云ハ公方<sup>コウホウ</sup>事の用多の状を云  
公事とは公方の用多  
とて方々今と似と  
 一 勘合<sup>カンゴウ</sup>とい將軍家より琉球高麗大唐付三ヶ國は涉  
 内書は朱下をおさしれし書を勘合とすハ中とす  
 一 封<sup>フ</sup>を封するハ糊を付する古より何れしと清少納言  
 一 枕草子に云遠き所も思ふ人の文をゆん<sup>封</sup>とす  
 一 女官の書り<sup>メカノガキ</sup>は女官の書りといふことあり







涉南代の事とおのりもくし加へつて男の状は八目出  
之状如件あり何り 男の文は目出とあり  
其状と云ふ意あり

進物類之部

一 七献の引出物と云ハ初献は馬之献は太刀之献は禮又  
ハ腹巻四献は弓矢五献は香行膝六献は刀 さやまき  
のり七献は少神を道まを云し

一 式ニキの引出物と云ハ布或の引出物と云事し其あまら古  
の七献の引出物を云し暑候の時ハ饗モテ應オシの献教コシカズも  
少く三献五献より引出物も献教も他と云ふ所又  
ハ五品進まを云し

一 進物を紙に包むお形いすハ城殿キテといハ職人の立

業ワカ 今も系統は城殿といふ  
職人あり其末流あり 庭洲往來は城殿扇といふ

城殿が扇名物ありハ城殿ハ名これうさる物をすも若  
くしてあるハ故進物あども城殿は包ませるありそれを  
すゆえ手紙といふも包むハ板の物寄物あども唐包を寄  
籠もあけ方と上を包む事あり唐包ハ板ハンギ木といふ字を押し  
包を包むハ唐包ハ板ハンギ木といふ字を押し  
兼平青竹ありあり唐包ハ板ハンギ木といふ字を押し  
包を包むハ唐包ハ板ハンギ木といふ字を押し  
我家に傳へる折形もかざりあり ハツケツキ  
包詰記は記すあり











と云ふ二つは、このあたりを馬場と云ふ所の祝火性の  
馬をさげしむるの字付する相火の色は似るものを  
馬場坂赤さ衣装を着ざるも右何れも日記より  
一魚釣の道おは海の前河の後と云海奥の腹の方を  
向け川魚の背の方をへまむけて暮まはむと云祝何り  
非あり日記より少はあり何奥より一ツ乃耐ハ頭を主  
人の老一あり腹の方をへまむと云耐ハ腹を向ひ  
合せ二つの耐ハ耐前より一ツハ背の方を外江ありて  
はむ之海川の若別ハあき事也 他家よりハ海川の若別  
あり一ハ耐ハ耐前より一ツハ背の方を外江ありて  
合せ二つの耐ハ耐前より一ツハ背の方を外江ありて

一馬代之事書札大方云惣別若ハ馬代子延と云は  
一乱以後二百延の事い今も國よりして子延の事方も  
考も也云く一亂ハ應仁年中の大乱を云地を巴東山  
殿は代應仁の乱以前ハ馬代と何れハ重臣ツ巻一  
け家ハ乱以後云三百延ありと云是ハ新まの事  
あり一殿中へ馬代達上ハ有る處のうは日記より云  
移りとも折寄生馬の者合ざる時ハ馬代用ひしあり  
べ一目錄ハ馬代書より書札の部より云合べ一  
一今時付書として書札一枚銀子一枚あり書より包  
紙を巻子の字よりして付て金銀を巻別り包て書















二階と二階厨  
子とて二階に  
さし置く棚の  
あり

日見へあり此事鎌倉の代よりも狩書よりありし  
ありし又武家ものさけりありしありしありし  
鏡堂の女ム永四年 九月の條その年ふが月の比花のおとく近衛の目  
野山庄へ一院新院大官の院歩幸あり世ふあきしより  
をばくすもあろこの年この年の比きりとも螺細の比基  
うちあめあれぬむどののりとも之院の比おほ小衣皆  
具夜のはつち手白比太刀比馬二足もあや奥後ふ  
とて二階つてられて比双紙箱比硯ハ世くさしてあき  
あらしの石あり

一紅白水引てく白物を信事お白の色花右定あり

能きとも信をさるひあし白を左りしを右さすべし

白ハ五色の奉く花ハ陽と貴き方あれハ白を左り

あすぢぢ

一折紙オリカミ 注文の酒の総タイを書る文明目ニ記十三年二月二十七日云

御方御所は能き貴殿は比進上比折紙比白筆

比折三合オウサ 六角雉五オナリ鮎生成一折タラ摺五タラ箭ニケ百濟寺

ひよとま

一干鯛ヒダイ進物の事古来より何れしと也能きと干

鯛箱よ入らせしるふ何れありしや宮流記云十二

年八 進物左衛門三郎干鯛五枚又長享二年八枚あり

雜記九

五十五終



文明日之紀十七年  
七月十六日兵部奉  
内通上干鯛一折體  
一折之  
又永正十五年四月  
十二日中御言四條  
宰相越前息女西  
向也百足折一折兩  
種干鯛五千鱈五  
云

来干鯛三尾門三郎云々以外あり 干鯛何枚と  
て進物とせし之箱と介し物あり干鯛箴箱と云々  
何枚と何色ハ第ハ八寸云々又細川言旨書札抄云々  
道上行々と云々干鯛百と云々あり

一 聲引出ヒキテ古代より計程あり江家次身云婚取次  
身智ヒキテ上乗中遣曳出物馬ヒキテ二匹送物云々又源平盛  
衰記云二系判官為義ホハル女を嫁折別當教真子  
嫁せし阿源氏重代の呪ホハルを聲引出物云々

教真子贈ヒキテ云々あり  
貞丈雜記卷之九



